**平成２８年（フ）第４０９号**
鹿児島県鹿児島市稲荷町24番23号
債務者　矢野　裕美
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第４２５号**
鹿児島県鹿児島市上福元町3511番地
債務者　熊上笑美子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第６４号**
岩手県奥州市衣川区東裏58番地
債務者　佐々木正志
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２８年（フ）第６６号**
岩手県奥州市江刺区中町８番23号　コーポくまがい　２号室
債務者　高橋　哲矢
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

**平成２８年（フ）第１７０号**
秋田市仁井田蕗見町10番69号
債務者　福田　　舞
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第５０８号**
埼玉県川越市南大塚６丁目33番地12
債務者　戸口美和子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第６３２号**
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金135番地１　県営鶴ヶ島藤の台団地２―502号
債務者　金子久美子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第６３９号**
埼玉県所沢市大字山口717番地の１　ベーシックスクエアＮ203
債務者　菊川　陽介
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第６５２号**
埼玉県川越市六軒町１丁目６番地８（ウインサム田梅201号室）、前住所埼玉県所沢市小手指町４丁目18番地の３　グランステイタス401
債務者　石田　明子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３３１号**
山梨県甲府市上石田３丁目10番６号
債務者　植田　修平
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第３３６号**
山梨県南アルプス市六科557番地５　ヴィレッジ52　１－３、前住所山梨県南アルプス市下今井30番地13
債務者　伊藤　陽一
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２１８号**
静岡県富士宮市小泉1216番地の11
債務者　伊藤　　満
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

**平成２８年（フ）第１９５号**
徳島県徳島市西新浜町２丁目３番25―103号カサビエント新浜Ａ、旧住所徳島県小松島市横須町１番57号　ファーストインＫ２・232号室
債務者　川縁　倫子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第５８２号**
埼玉県春日部市六軒町60番地　セイバリーＲ102、申立時の住所埼玉県所沢市上新井４丁目64番地の13
債務者　野口　歩実
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第６１４号**
埼玉県狭山市富士見２丁目４番17号　勝田富士見コーポ201
債務者　坂本　佳美
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第４１号**
福井県三方上中郡若狭町海山第64号14番地
債務者　萬谷　洋平
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部